

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

A公共職業安定所長（以下「A所長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした雇用保険の被保険者となったことの確認請求却下の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、雇用保険法（以下「法」という。）第8条に基づき、B所在の会社Cを事業者として、雇用保険の被保険者となったことの確認請求をCの所在地を管轄するD公共職業安定所長（以下「D所長」という。）に対して行った。
- 2 D所長は、○年○月○日、法第9条に基づき、○年○月○日付けで、請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格取得の確認処分を行った。
- 3 労働局は、○年○月末頃、請求人の就労場所である会社Eが保有する倉庫に、会社Fを含め、労働者派遣法及び職業安定法違反の疑いがあるとして調査に入った。また、労働局は、同年○月○日付けでCに対し、同年○月○日付けでFに対し、同月○日付けでEに対し、それぞれ労働者派遣法及び職業安定法違反で是正指導を行った。
- 4 Cは、前記2記載の被保険者資格取得の確認処分を不服として、○年○月○日、雇用保険審査官に対し審査請求をしたが、同審査官は同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

Cは、同決定を不服として、当審査会に対し再審査請求をしたが、当審査会は○年○月○日付けでこれを棄却する旨の裁決（平成28年雇第5号）をした。

Cは、上記資格取得確認処分に対し取消訴訟を提起しなかったことから、当該処分は確定した。
- 5 請求人は、Cを被告として地位確認等請求訴訟を提起したが、○地裁の○年○月○日付け判決（○年（○）第○号）、同控訴審の○高裁の○年○月○日付け判決

(○年(○)第○号)、同上告審の最高裁第三小法廷の○年○月○日付け上告棄却及び上告不受理決定(○年(○)第○号及び○年(○)第○号)を経て、請求人とCとの間に、雇用関係がないこと等が確定した。

6 そこで、D所長は、○年○月○日、職権により○年○月○日付けで請求人のCに係る雇用保険の被保険者資格喪失の確認処分をした。

7 請求人は、○年○月○日、上記6の処分に対して審査請求をするとともに、Fを事業者としてG公共職業安定所長(以下「G所長」という。)に対し、Eを事業者としてA所長に対し、法第8条に基づき、それぞれ○年○月○日又は○年○月○日を資格取得日とする雇用保険の被保険者資格取得の確認請求をした。

8 A所長は○年○月○日付けで、G所長は同年○月○日付けで、請求人の上記各被保険者資格取得の確認請求を却下する旨の各処分(なお、この各処分のうち、E関係の処分を「本件処分」という。)をした。

9 請求人は、本件処分を不服として、○年○月○日、雇用保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

A所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

前記第2の8記載のとおり、請求人は、Eを事業者として、法第8条に基づく雇用保険の被保険者資格取得の確認請求をしたものであるが、決定書理由に説示す

るとおり、EはFに倉庫業務を委託していたこと及びEは、請求人に対しては倉庫業務を委託しておらず、請求人との間で雇用契約書を取り交わしてもないこと、並びにEが請求人に対して賃金の支払をした記録はないことなどが明らかであって、請求人とEとの間に雇用関係の実態があったということはできないから、当審査会としても、本件処分は妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。